

「四條畷市統合型 GIS システム
更改・運用保守業務」
仕様書

令和5年6月

四條畷市

目次

第1	基本事項	3
1	件名	3
2	目的	3
3	業務内容	3
4	スケジュール	3
5	業務体制	4
6	成果物	4
7	現状のシステム運用	5
8	本仕様書に定める調達範囲	6
9	庁内業務端末の仕様	6
第2	機能要件	7
1	基本方針	7
2	機能要件	8
3	法令・規格等への準拠	8
第3	非機能要件	9
1	サービスレベル要件 (SLA)	9
2	導入時及び導入後の支援	9
第4	セキュリティ対策・バックアップ要件	10
1	セキュリティ対策	10
2	バックアップ要件	11
第5	運用・保守要件	11
1	運用要件	11
2	障害発生時の対応	11
3	完了届の提出	12
第6	その他、提案を求める事項	12
1	課題	12
2	将来の展望	13
第7	特記事項	13
1	契約条件	13
2	権利の帰属	13
3	その他	13

第1 基本事項

1 件名

四條畷市統合型 GIS システム更改・運用保守業務委託

2 目的

本業務は四條畷市が保有する各種地図情報や行政情報を活用するための統合型 GIS システム（以下「本システム」という。）を更新し、行政事務の更なる効率化を図り、行政サービスの向上に寄与することを目的とする。

また、今後の本システムの利活用として各種地図情報や行政情報を市民に公開を予定していることから、汎用性のあるシステムへの更改をめざす。

3 業務内容

- (1) プロジェクト管理
- (2) 本システムの再構築（カスタマイズ・データ移行等）
- (3) 本システムの設定・保守
- (4) 職員に対する操作研修
- (5) マニュアル等の整備
- (6) 保守及び障害対応並びにサポート窓口の設置

4 スケジュール

(1) スケジュール概要

時期	内容
令和5年9月中旬	契約締結
令和5年10月～令和6年3月	システム再構築、データ移行、職員研修、仮稼働等
令和6年4月	本稼働

- (2) 本業務に係るスケジュールの詳細は図解を用いるなどわかりやすく具体的に提案すること。システムの本稼働に間に合うように実現可能なスケジュールとすること。

5 業務体制

(1) 本業務に携わる業務体制図（導入時・導入後）を提案すること。

体制図は各役職（役割）に応じた資格・実績等を踏まえ、個人名まで示すこと。

(2) 体制図の役職（役割）については以下を想定しているが、その他必要な役職（役割）があれば併せて記載すること。

なお、体制図に記載する役職（役割）については、事業者が雇用している者であること。

役職	役割	資格・実績要件等
プロジェクトマネージャ（管理技術者）	本業務全体のマネジメントを行う。契約全体の履行やプロジェクトの計画の実行において総合的な責任を有する。	プロジェクト管理業務の経験を有している。統合型 GIS システムの導入（更改含む）の経験があり、プロジェクトマネージャの資格を有する。
プロジェクトリーダー（担当技術者）	本業務の窓口となり質問や相談があればスピード感をもって対応する。	統合型 GIS システムの導入（更改含む）の経験がある。
照査技術者	成果物の内容に技術上の照査を行う。	統合型 GIS システムの導入（更改を含む）・運用に十分な業務経験があり、空間情報総括監理技術者の資格または測量士の資格を有する。

6 成果物

(1) 成果物

①統合型 GIS システムライセンス

（同時接続は 20 ライセンス以上、本稼働までに納品）

②住宅地図利用ライセンス

（本稼働までに納品。詳細は第 2-2 を参照すること）

③統合型 GIS 管理者向けマニュアル（研修実施日までに電子データで納品）

④統合型 GIS 利用者マニュアル（研修実施日までに電子データで納品）

- ⑤その他、本仕様書に定めるマニュアル（契約履行期日内に納品）
- ⑥業務計画書（契約締結時まで）に納品）
- ⑦業務・作業（導入時の協議（打ち合わせ）記録を含む）報告書（契約履行期日内に納品）
- ⑧その他、本業務で発生した成果物

(2) 成果物の形式及び提出方法

各種マニュアル等の文書類は、電子データで納品を行うものとする。なお、マニュアル等については本市の要望に基づき編集可能な形式で提供すること。

(3) 検査・納品

成果物は、本市の検査を受け、検査完了後に納品物として受理する。

7 現状のシステム運用

現在、稼働しているシステム内容・機器は以下のとおり。

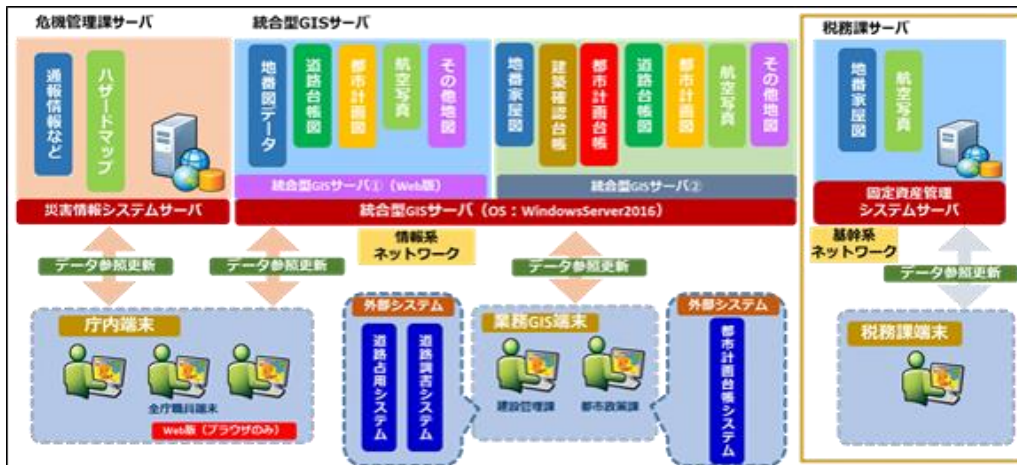


図1 システム構成図

利用範囲	種類	台数・ライセンス数
全庁	サーバーPC	1台（仮想サーバー構築）
	統合型 GIS 用 NAS 8TB	1台
都市政策課	クライアント PC	1台都市計画管理システム（GIS） ※都市計画台帳システム（Access ベース）は都市計画課の全職員端末 PC で稼働
建設管理課	クライアント PC （建設管理課、建設整備課）	1台（道路管理システム（GIS）） ※道路占用システム及び道路調書シ

		システム稼働中
	建設部局 NAS 8TB	1台
危機管理課	クラウドサーバー	全庁端末で稼働中（インターネットASPでも配信）
税務課	サーバーPC	1台
	クライアントPC	11台

表1 既存システムの状況

8 本仕様書に定める調達範囲

(1) 本業務で調達するシステムは、以下の図2の赤枠の範囲とする。



図2 調達範囲

補足：現状にて記載している、都市計画台帳システム、道路占用システム、道路調書システム、危機管理課及び税務課に係るシステムは除く。

(2) 本業務で必要なデータ移行は別添「四條畷市統合型 GIS システム移行レイヤー一覧」のとおりとする。

9 庁内業務端末の仕様

庁内業務端末の仕様は以下のとおりです。

クライアント パソコン	台数	約 500 台
	CPU	Intel CORE i5
	メモリ	8 GB

	HDD	256GB
	OS	Windows 10
	使用ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
ネットワーク	クライアントは四條畷市のドメインに参加（一部例外あり）し、Active Directory の環境下においてユーザー権限で動作している。	

第2 機能要件

1 基本方針

- (1) 提供される本システムは LGWAN-ASP 方式とし、地方公共団体情報システム機構の LGWAN-ASP サービスリストに掲載されているサービスであること。
- (2) 統合型 GIS として、自治体に導入実績のある「パッケージ製品」もしくは「サービス」を使用した、ブラウザ上で稼働するシステムとし、庁内ネットワークに接続する全ての職員端末で動作すること。
- (3) 庁内で地図を使用するあらゆる業務で地図の登録や検索、解析ができ、部門を超えた情報共有を測れる仕組みを有すること。
- (4) 本業務で構築・運用するシステムは、今後の拡張性の観点やメンテナンス費用の削減を考慮し、特別なプラグインが不要なシステムとすること。
- (5) 本業務で構築・運用するシステムで運用するユーザー情報やデータはクラウド上に一元化して管理するものとし、同一のデータを用いて全システムが運用されることを基本とする。現状のデータに関する運用状況については本市（既存ベンダー含む）に確認するなど漏れなく利用を開始できるように対応すること。
- (6) 本システムについて、環境設定、データセットアップを行った後、試験運用及び業務遂行の検証を行い、正常に動作するか確認すること。
- (7) 当該契約満了時においてシステム内に蓄積されたデータを、中間標準レイアウト形式（Shape 形式）で抽出し、無償で引き渡すこと。また、Shape 形式で出力する機能を搭載すること。
- (8) UI/UX については、見やすく視覚的にわかりやすいデザインであり、エラー表示や入力漏れ、誤りなどがあつた際は迷わず修正できるように工夫されていること。

また、業務に不慣れな職員でも迷いなく作業ができるよう、ガイダンスを表示するほか、マニュアルや FAQ が搭載されていること。

(9) 本システム運用開始時のユーザー情報の登録及びアクセス権限設定等は事業者が対応する。ユーザー情報については本市が Excel もしくは CSV 形式で提供する。

なお、人事異動に伴うユーザー情報登録及びアクセス権限設定等は本市で実施するためマニュアルを作成する等、必要な支援を実施すること。

(10) 第1-8-(2)の別添「四條畷市統合型 GIS システム移行レイヤー一覧」に示すレイヤ情報については年1回程度の更新を事業者にて実施すること。

その他、上記に示す一覧以外でレイヤ追加または、更新が必要なレイヤ情報については市と事業者が協議して、データの取扱い方針を決定する。

2 機能要件

(1) 別紙「機能要件回答書」にて指定する全項目について、令和5年5月末時点の実装状況を回答すること。また指定する項目には一致しないが同様の効果を得られるものを有する場合は詳細な実現方法を記載すること。

なお、機能要件回答書で定めている必須機能は必ず満たしていること。

(2) システム運用に必要な住宅地図データについては、次に示す要件の住宅地図データを調達し、システム上で閲覧及び検索ができるよう変換を行い、システムへセットアップするとともに必要な設定を行うこと。

①株式会社ゼンリン社製 Zmap-Town II 四條畷市

②Zmap-Town II 四條畷市 同時ログイン 10 ライセンス以上

③買取ライセンス（導入時点での最新版を提供すること）

3 法令・規格等への準拠

受注者は、著作権法、民放、警報、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連法令を遵守するとともに、次の各号に定める関係法令等に準拠し業務を実施するものとする。

(1) 地理空間情報活用推進基本法

(2) 地理空間情報活用推進基本計画

(3) 測量法

(4) 測量法施行令

(5) 公共測量作業規程の準則

(6) 四條畷市情報セキュリティポリシー

- (7) 四條畷市公共測量作業規程
- (8) 四條畷市諸規定及び諸規則
- (9) その他関係法令・通達及びガイドライン

第3 非機能要件

1 サービスレベル要件 (SLA)

- (1) サービスレベルについては以下に示す要件を基準に品質保証項目及び保証値を定めて提案すること。提案の SLA が達成できなかった場合の対応等についても具体的な提案があることが望ましい。
- (2) 実績値を下回る結果となった場合、保証値を達成できなかった理由及び今後の改善策を報告書にまとめて提出すること。

【要件基準】

品質保証項目	保証値
システムの稼働率（メンテナンス時を除く）	月稼働率：99.50%以上
障害時の通知	障害検知時から原則 1 時間以内
ヘルプデスクでの解決率（1 営業日以内）	85%以上
画面遷移時の表示時間	通常時：4 秒

2 導入時及び導入後の支援

- (1) 以下に示す水準で本システムの操作方法等を説明する操作研修、システム管理者向けの管理者向け研修等、対象者及び目的に合わせた研修を実施すること。

研修内容	対象者	回数	参加人数（予定）
I 共通研修	全職員	毎年 2 回/日の 2 日間	約 100 名 (1 回あたり 25 名)
II 業務活用研修	業務担当課	毎年 2 回/日の 1 日間	約 50 名
III 管理者研修	管理者	毎年 1 回/日の 1 日間	約 10 名

I 共通研修…システムの基本的な操作研修。

II 業務活用研修…都市計画図や道路台帳図等、専門的な業務へのシステム活用研修

III 管理者研修…システム管理者向けの研修

- (2) ヘルプデスク

本市の開庁時間（土日祝及び12月29日から翌年1月3日までを除く、8:45 から17:15まで）はシステムの利用に関する問い合わせに対応するヘルプデスクを設置することとし、対応方法（電話、メール、問い合わせフォーム、本市指定のチャットツール等）、対応時間を提案すること。

（3）次期システムの移行支援

事業者は将来的な本市の次期システム移行に際しては、移行経費の抑制及び移行作業に係る本市職員の負担軽減が図られるよう、データセットの出力など必要な支援を講じること。

（4）その他

上記に含まれない研修やサポート対応があれば提案すること。

第4 セキュリティ対策・バックアップ要件

1 セキュリティ対策

以下を踏まえ、本システムに関するセキュリティ対策の概要を提案すること。

- （1）データのアクセス権限を持つ職員のみ利用ができること。
- （2）システム管理機能にてアクセス権限を付与・更新できること。
- （3）システムの保護について、導入時点で最新のサービスパック及びセキュリティパッチをあてることとし、運用期間中はウイルス対策を施し、最新の保護状態を維持すること。また、システム及びOS等の脆弱性情報については速やかに報告し、対策を講じること。
- （4）庁内外からの不正な接続及び侵入、行政情報資産の漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。
- （5）システムログ及びアプリケーションログを取得できること。
- （6）次の認証取得することが望ましい。
 - ①JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）
 - ②JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ③JIS Q 9001（品質マネジメントシステム）
 - ④ISO27017（クラウドセキュリティ認証）
 - ⑤JIS Q 20000-1（IT サービスマネジメントシステム）

2 バックアップ要件

以下を踏まえ、本システムに関するバックアップの概要を提案すること。

- (1) データセンターは日本国内に立地していること。
- (2) データセンターの品質基準はティア3程度であること。
- (3) 日次バックアップを実施かつ3世代管理以上であること。また月次バックアップを1世代管理以上で実施すること。

長期連休などを踏まえたバックアップ対応を提案することが望ましい。

- (4) 記憶媒体の廃棄は、事業者の責任で読み取りのできない状態にして廃棄すること。
- (5) 障害発生時において速やかな復旧作業を実施するためのバックアップ方法を確立し、承認を得ること。

第5 運用・保守要件

1 運用要件

- (1) 事業者はシステムの機器や設置環境等を定期的にチェックし、障害等の予防に努めること。
- (2) 原則開庁時間において計画停止は実施しない。
- (3) 事業者は障害復旧等の緊急時を除き、システム停止を実施する場合は15日前までに報告するとともに、作業は閉庁日もしくは閉庁後など通常業務に支障がない時間において実施すること。
- (4) クライアントで使用するブラウザソフトは、Microsoft Edge または Google Chrome であり、セキュリティ維持のためのOSやブラウザ等のバージョンアップに対応すること。
- (5) ソフトウェアをクライアントにセットアップする必要がある場合は事業者が実施すること。
- (6) 庁内ネットワークのリプレイス及び修理・保守等による再セットアップ後もシステムのセットアップに対応すること。

2 障害発生時の対応

(1) 障害発生時の連絡体制の構築

本市の開庁時間は障害連絡を受付、当日中に対応を実施すること。

ただし、本市の業務に著しい影響を与える、システム停止を伴うような障害については上記時間外でも連絡を受付、翌営業日までに対応を完了する体制を構築すること。

また、対処後は申告のあった者へ回復報告を行う。またシステム管理者にも同様の内容を報告すること。

事業者は、連絡体制を構築し、運用開始時・体制変更時に障害申告を受け付ける緊急連絡先を示すこと。

(2) 障害発生時の対応マニュアルの策定

事業者は、過去の障害事例を踏まえ、障害発生時に本市で必要となる対応について、あらかじめマニュアルで示すこと。

成果物：「障害対応マニュアル」

(3) 原因究明及び報告

事業者は、障害発生時の連絡を受けた時、もしくは事業者が障害を検知した時は、直ちに障害事象、影響範囲、回復見込等を報告し、原因の究明、障害除去に努めること。

障害発生から障害除去までの経緯及び再発防止策を管理者に報告すること。

3 完了届の提出

毎月月末締めで、原則翌月5営業日までに、完了届を提出すること。災害等により、期日までに提出できない場合は協議のうえ、提出日を決定する。

完了届は、本市が指定する様式及び「第3章 サービスレベル要件（SLA）」の結果をA4サイズ1枚程度に要約して記載すること。

第6 その他、提案を求める事項

1 課題及び将来の展望

(1) 本システムの導入により、本市の各所管課が抱えている業務課題の解決を図ることができると取組などがあれば提案すること

(2) 道路占用システム、道路調書システム及び都市計画台帳システム等は本システム仕様に含まれないが、業務の親和性や経費等を考慮すると本システムに統合することが望ましい。

本システムを導入することによる上記システムとの統合や連携など業務の効率化や経費削減の観点から最適な業務の在り方、本市で稼働しているシステムからの移行スケジュール等の提案があれば望ましい。

- (3) 本市の方針として、各種地図情報や行政情報を市民公開する予定としている。このことを踏まえ、本システムを導入することにより可能となるオープンデータの取組や市民サービス向上の取組、展望などがあれば提案すること。

2 注意事項

- (1) 提案する取組について、選考関係書類として提出した見積金額内で実施可能かどうかを企画提案書に記載すること。別途費用が必要な場合は参考金額を記載することが望ましい。
- (2) 提案する取組について、具体的なスケジュールを示すことが望ましい。

第7 特記事項

1 契約条件

本業務の契約履行にあたっては、個人情報保護に関する法律、四條畷市個人情報保護条例及び四條畷市セキュリティポリシーを遵守すること。

2 権利の帰属

- (1) 本業務で作成したプログラム及びドキュメントの著作権は本市に帰属する。
- (2) 事業者は、本市がその責において第1-6-(1) 成果物③④⑤で定める成果物を任意に修正又は変更を行った場合、異議を主張できないものとする。

3 その他

本仕様書に定めのない事項については、本市及び事業者が協議の上、これを決定する。